

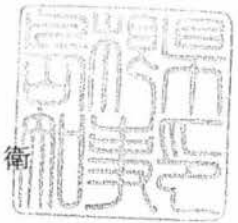
産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例届出受理書

住 所 浜田市原井町957番地
 名 称 有限会社 浜田浄化センター
 代表取締役 大久保 敦 司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の4の規定による産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例届出について、以下のとおり受理したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の7第4項の規定により、本書を交付する。

平成21年12月28日

島根県知事 溝口 善兵衛



受 理 の 年 月 日	平成21年12月28日	受理番号	廃第64号の2
産業廃棄物処理施設の設置の場所	島根県内全域 設置位置：浜田市生湯町1168番地外（基地破碎） 及び島根県内産業廃棄物排出事業場（出張破碎）		
産業廃棄物処理施設の種類	木くずの破碎施設（政令第7条第8号の2）		
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	木くず（他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。）		
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	木くずの破碎施設（政令第7条第8号の2） 平成21年11月2日 廃第28号の3		
産業廃棄物処理施設に係る許可の条件	生活環境保全上支障のある位置での稼働は行わないこと。		
法施行規則第12条の7の7第5項の規定による変更についての届出状況	なし		